

船橋市における公共施設利用の基本的な基準（令和3年12月1日適用）

今後の感染状況等によっては、定員制限等の利用制限を再度適用する場合があります。

区分	内容
基本的な事項	人との接触を避け、対人距離を確保する ガイドライン等において活動の際の具体的な対人距離等が示されている場合は、施設の求めに従うこと
	「三つの密」「①密閉空間②密集場所③密接場面」を避ける ※換気の出来ない部屋の利用は不可
	飛沫感染防止のためマスクの着用を徹底する マスクを外しての会話や応援はしない（例）食事中や喫煙所での会話はしない
	各中央競技団体等のガイドラインを施設管理者等と利用者が共有し、感染対策を行う
	施設管理者不在の場合は利用不可 ※施設管理者等が活動内容に応じた履行確認を行う ※利用者の健康状態を把握するため、名簿等を提出してもらい確認をすることで利用可能とする ※屋外施設については、管理者不在の場合でも利用可能とする
個人の予防策	手洗い・手指の消毒を徹底する ※手指消毒液がない場合は、石鹸を使用し手洗いを実施する
	マスクを着用する ※運動・スポーツ中の着用は利用者等の判断による ※熱中症を避けるため、夏場のマスク着用は強制しない(対人距離を確保すること)
	咳エチケットを遵守する
利用当日の確認事項	以下の①～③に該当する場合は、入場制限あり
	①原則37.0度以上の発熱がある場合 又は、37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合
	②息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
	③咳・咽頭痛などの症状がある場合
	※上記について、個人利用時には、掲示物等の確認による健康観察の実施または、施設の求める必要事項を各所定様式に記入し提出する また、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する